

令和7年度 第1回  
救急医療機関認定検討会  
会議録

令和7年6月17日  
東京都保健医療局

(午後 2時01分 開会)

○事務局(江口) お待たせいたしました。それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和7年度第1回救急医療機関認定検討会を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日事務局を務めます、保健医療局医療政策部救急災害医療課長の江口と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、Web会議とさせていただきます。ご発言に当たりましては、お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

また、ご発言のないときには、ハウリング防止のために、マイクはミュートにして会議にご出席いただきますよう、重ねてお願いいたします。

開会に当たりまして、初めに配付資料の確認をいたします。配付資料は次第に記載のとおりとなっておりますが、万が一、不足あるいは落丁等ございましたら、議事の途中でも結構ですので、チャットなどを通じて事務局にお知らせください。

続きまして、委員のご紹介となります。こちらは配付しております資料3、令和7年度救急医療機関認定検討会委員名簿に代えさせていただきます。

新たにご就任いただいた委員のみ、この場でご紹介をさせていただきます。

まず初めに、東京消防庁救急部長、永野委員でございます。

続きまして、東京消防庁救急部救急医務課長、塚田委員でございます。

塚田委員につきましては、本検討会の幹事会委員のほうにもご就任いただいております。

続きまして、中央区保健衛生担当部長兼保健所長、河合委員です。

続きまして、東京都保健医療局多摩小平保健所長、稲垣委員です。

ご欠席の委員につきましては、東京都医師会、新井委員、小平委員、警視庁交通部交通総務課長、砂田委員より事前にご欠席のご連絡をいただいております。

なお、砂田委員の代理として伊藤様にご出席をいただいております。

東京都看護協会専務理事、野月委員につきましては、他会議にご出席ということで、遅れてご出席いただける予定となっております。

○野月委員 会議が終わりましたので参加しております。

○事務局(江口) ありがとうございます。

続きまして、会議の公開についてお諮りいたします。

本検討委員会は、開催要領の第9で原則公開とさせていただきますが、本日につきましても公開という形で進めさせていただきますもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○事務局(江口) ありがとうございます。

それでは、公開として進めさせていただきます。なお、本委員会はおおむね1時間以内で終了ということをご予定しております。

それでは、議事に入らせていただきます。座長の三宅委員、以後の進行をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○三宅座長 はい、三宅です。

それでは議事に入らせていただきます。

今回検討いただく医療機関は、新規が1件、切替が3件、更新が54件になっております。

まず事務局より、関係法令や認定までの流れ、これまでの手続に関わる経過等について説明していただき、その後、新規の医療機関について説明をお願いいたします。

○事務局（深瀬） 事務局を務めます、保健医療局医療政策部救急災害医療課の深瀬でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは検討に入る前に、関係法令について触れさせていただきます。

スライドを共有させていただきます。少しお待ちください。

事前に配付させていただきました参考資料1、救急病院等を定める省令を併せてご覧ください。

画面では、救急病院等を定める省令の抜粋部分を表示しております。厚生労働省令第1条が救急医療機関の根拠となる部分です。消防法第2条第9項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関は、次の基準に該当する病院または診療所とあります。

こちらの基準につきましては、大きく分けて四つの項目が救急医療機関としての要件となります。

次のスライドとなります。

四つの項目となります。一つ目、救急医療について、相当の知識及び経験のある医師が常時診療していること。二つ目、X線装置などの救急医療を行うために必要な施設、設備を有していること。三つ目、救急隊が傷病者を搬送しやすい場所にあつて、かつ搬入に適した構造設備であること。四つ目、救急用の専用病床、または優先病床を有することが必要となります。

次に、救急医療機関の認定要領となります。こちらは、東京都で定める救急医療機関認定事務取扱要領に基づいて行われております。

スライドは、申出から認定までのフローとなります。

図の左側のルートですが、医療機関から保健所に申出されますと、保健所によって調査が行われ、救急医療機関の適性を図る見地から総合的な意見を付しまして、申出書は消防機関へ回付されます。それを受けた消防機関は、救急医療の遂行上の調査を行いまして、同じく意見を付し、最終的に保健医療局に回付されます。

一方で、図の右側のルートですが、保健所に申し出た医療機関は、地区医師会に申し出た旨を報告し、地区医師会から救急医療機関としての適否について意見をいただきます。その後、東京都医師会に回付され、東京都医師会からも意見をいただき、最終的に

保健医療局に送付されます。

このようにして、それぞれ調査書と意見書が保健医療局に提出されまして、本日開催されている検討会の意見を踏まえ、適当と認めたものを救急医療機関として東京都が認定することとなります。

簡単ではございますが、関係法令や認定までの流れについては以上となります。

続きまして、新規の申出がありました医療機関1件について、ご説明させていただきます。

新規申出医療機関の1病院については、保健所と保健医療局の担当が実地調査に赴きまして、救急医療機関としての省令に定められた基準を満たしていることを確認いたしております。

新規申出の医療機関についての、管轄する保健所、消防署、地区医師会、都医師会からの意見はスライドの表のとおりとなります。また、事務局も保健所の担当者とともに、実施調査において基準を満たすことを確認してまいりました。

それでは、次のスライドのご説明をさせていただきます。

こちらは、練馬区の医療法人社団忠医会、忠医会病院についてご説明させていただきます。資料2-1と併せてご確認ください。

医療法人社団忠医会は、救急医療を通じて、地域に貢献するという理念を掲げ、2013年に大高病院を開設し、2024年12月に法人二つ目の病院として忠医会病院を同じ理念の下、開設いたしました。

自力で来院できる地域住民の患者に救急初期診療を行うこと、救急車での搬送先が見つかりにくい患者を受け入れること、救急医療の円滑化に寄与することを病院のコンセプトとし、地域医療に貢献していきたいとのことです。

周辺図ですが、西武池袋線練馬高野台駅から徒歩18分の場所に位置しております。都道8号目白通り北側に位置いたしまして、救急車は病院西側を走る片側1車線の道路から敷地内に入ることができます。

救急車の搬入口は、病院東側となります。救急車入り口から敷地内に入り、直進すると左手に救急搬入口が確認できます。救急車は入り口直近まで接着可能となります。

以後は、病院の平面図にて説明いたします。

スライドの赤い矢印が救急動線となります。通路ですが、幅は十分にあり、ストレッチャーの動線に問題はございませんでした。

建物1階には救急処置室、一般撮影室及びCT室がございます。いずれもストレッチャーが入る十分なスペースがあります。1階には、ほかに検体検査室及び輸血保管庫もがございます。救急処置室と一般撮影室及びCT室は隣接しており、早期に必要な検査が可能となります。

また、搬入用エレベーターも廊下に出てすぐのところに位置し、上階の救急優先病床にスムーズに移動することができます。

続いて、2階の平面図となります。

搬入用のエレベーターに関しましては、広さは十分となっております。エレベーターを出た2階部分には救急優先病床が1室6床備えてあります。

続きまして、救急医療機関認定検討会資料について、ご説明をさせていただきます。事前にメールで送らせていただきました事前資料2-1よりご説明させていただきます。

2の設備及び施設ですが、こちらはX線装置等、省令に定める設備が全てあることを実地調査にて確認しております。また、一般病床数は111床です。

3の医療従事者ですが、(1)が病院全体の医師・看護師数です。(2)の診療体制ですが、こちらは各時間帯の平均の医療従事者数となります。(3)が救急医療従事スタッフ数ですが、平日は医師2名、看護師1名、夜間・休日は医師、看護師ともに1名の体制となっております。

また、4にありますとおり、緊急時は近接地よりオンコール呼出しの対応となります。

5の放射線技師と検査技師の勤務体制ですが、放射線技師は当直体制、検査技師はオンコール体制となります。

6の協力医療機関は、記載のとおり、7医療機関いずれも救急告示病院となります。

新規申出1医療機関について、説明は以上となります。三宅座長、お願いいたします。

○三宅座長 ありがとうございます。

今の新規医療機関1件につきまして、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

そしたら、三宅から一ついいですかね。

○事務局（深瀬） はい。

○三宅座長 救急車が頭から入って行って、入り口を追い越したところで止まって、そこからストレッチャーが降りてくるというような形でよろしいでしょうか。先ほどの写真を見せてもらったのですけれども。

○事務局（深瀬） ありがとうございます。

図面をもう一度映させていただきます。こちらになります。

西側の道路から救急車が頭から入りまして、理想的には入り口に入ってすぐの写真、救急車入り口と書いてある写真があるんですけども、その入ってすぐのところに少し大きいスペースがございまして、そちらで一旦展開のほうをして、お尻から救急搬入口に向けてバックしていくような形になります。そうすると、救急車のバックドアを開けてすぐ救急搬入口に、雨に濡れないでつけられるような形となっております。

もちろん道路から入って頭から入っていても、ちょっと全体が写せていないのですけれども、建物南側の敷地の部分が大分広い通りとなっておりますので、問題なく車の横を通過して救急搬入口まで行けるのですが、理想としては、入り口部分、少し広い部分で展開して、お尻から救急搬入口にて傷病者・患者さんを降ろすというような形とな

っております。

○三宅座長 では、帰りはそのまま頭から同じ道に出ていくということでいいのでしょうか。

○事務局（深瀬） はい、そのとおりでございます。

○三宅座長 これは前にも何か道路がありそうなんですけど、前には行けないのですね。

○事務局（深瀬） 今、西側が道路となっております、そうですね、南側は道路にはなっており、敷地となっております。

○三宅座長 ごめんなさい、この左下の写真なんですけれども、ここに救急車がお尻から入っていくんですよね。

○事務局（深瀬） そのとおりです。

○三宅座長 右前に何か道路がありそうなのですが、ここは通れないのですか。この写真で見ると。

○事務局（深瀬） 奥側になりますね。

そちらから車が抜けることはできない構造となっております。

○三宅座長 了解いたしました。ありがとうございます。分かりました。

○事務局（深瀬） ありがとうございます。

○三宅座長 ほかは皆様、いかがでしょうか。

ほかにご意見等はございませんでしょうか。

（なし）

○三宅座長 それでは、今回新規の申出がありました医療機関については、この忠医会病院については、救急医療機関として認定することが適当であると確認させていただきます。

次に、事務局より切替の申出があった医療機関について説明をお願いいたします。

○事務局（深瀬） 続きまして、切替の申出がありました医療機関についてご説明させていただきます。

改めて「切替」について、ご説明をさせていただきます。

切替の対象は大きく二つございます。一つは開設者が変更になった場合、もう一つは移転や全面改築など施設全般に関する変更があった場合となります。

この切替ですが、変更前の医療機関として一旦撤回届を出していただき、その後、新規の医療機関として告示されることから切替という言葉を使っております。

今回は3医療機関が切替の対象となっております。内訳としては、2医療機関が移転・改築、1医療機関が開設者の変更となります。

切替対象の各医療機関についての、管轄する保健所、消防署、地区医師会、都医師会からの意見は、スライドのとおりとなります。また、事務局も保健所の担当者とともに、実施調査において基準を満たすことを確認してまいりました。

切替対象の1病院目は、大田区の社会医療法人社団七仁会、田園調布中央病院となり

ます。資料 2 - 2 を併せてご確認ください。

こちらは建物老朽化に伴い、大田区田園調布二丁目 4 3 番 1 号から、大田区田園調布一丁目 5 4 番 9 号に、2025 年 1 月 1 日に新築移転となりました。

周辺図ですが、病院はスライド中央下部、青丸で囲んだところとなります。東急東横線多摩川駅より徒歩 3 分の場所に位置しております。病院前西側の多摩堤通りに面しており、救急車搬入口は病院北側 13.7メートルの相互通行可能道路に面しております。通行に支障はなく、救急搬送口への接着が可能となります。

以後は、病院の平面図にて説明いたします。

スライドは 1 階の平面図となります。

スライド中央上部、救急搬送口を入りまして、左側に救急処置室がございます。救急処置室の隣室には初療室が配置されております。

一般撮影室及び C T 室は 1 階に配置があり、救急処置室からの動線は矢印のとおりとなります。一般撮影室、C T 室は、緑色、丸で囲んだ部分となります。

入院が必要な場合は、黄色丸部分の搬送用エレベーターへと向かいます。なお、通路及びエレベーターともに、ストレッチャーで搬送する十分な広さがございました。

続いてのスライドとなります。スライドは 2 階の平面図となります。

エレベーターを出て赤い矢印の先には手術室があり、廊下も広く、導線的にも問題ございませんでした。同フロアには検体検査室及び輸血保管庫もございます。専用病床 1 室 2 床及び優先病床 1 室 2 床は 4 階でございます。

続きまして、救急医療機関認定検討会資料について、ご説明させていただきます。

お手元の資料 2 - 2 をご覧ください。

1 番の医療機関の内容でございますが、標榜科目については、10 科目となっております。

2 番の設備、施設ですけれども、省令で定めたものは全て備わっております。病床は 100 床で、稼働率は 79.8% でした。

3 の医療従事者数は、(1) が病院全体の医師・看護師数。(2) の診療体制が、各時間帯の平均の医療従事者数となり、(3) が救急医療従事スタッフ数です。平日の日中は医師 11 名、看護師 10 名での対応。夜間・休日は医師 1 名、看護師 1 名での対応となります。

4、緊急時の動員体制にありますとおり、緊急時の人員体制はオンコール呼出しとなっております。

5 の放射線技師と検査技師の勤務体制は、いずれも当直体制となります。

6 の協力医療機関は、同じ大田区内の池上総合病院及び大田池上病院、世田谷区の奥沢病院の 3 病院となります。

田園調布中央病院の説明は以上となります。

切替対象の 2 病院目は、渋谷区の J R 東京総合病院となります。資料 2 - 3 を併せて

ご確認ください。

敷地内、新棟A棟の完成に合わせ、2025年3月24日に救急部門が移転、築年数の新しい既存建物のB棟と運用を開始しております。既存のA棟については、現在解体工事を実施しており、立体駐車場の建築を予定しているとのことです。

周辺図ですが、小田急線新宿駅及びJR代々木駅から徒歩で5分の場所にあります。救急車は病院西側に走る幅員9.5メートルの通りから北東方向に入るような形です。新棟であるA棟を右手に直進すると救急搬入口へ到着できます。道路上の救急車専用表示及び救急車入り口の表示も分かりやすく、搬入口直近に接着でき、通行に支障はございませんでした。

以後は、病院の平面図にてご説明させていただきます。

救急搬入口は地下1階部分に該当します。スライドの赤い矢印が救急動線となります。

右下部、救急搬入口を入ると、処置室手前に感染症対応室があります。救急処置室内については、ベッド8床を配備しており、通路の幅も十分で、ストレッチャーの動線に問題はありません。

同フロア内、黄緑色の丸部分には、CT室及び一般撮影室があり、早期に検査ができる体制が整っております。

手術室及び優先病床への動線については、スライド左手のエレベーターにて上階に移動する形となります。青丸の部分となります。

続いて、3階の平面図となります。

エレベーターに関しましては、ストレッチャーで搬送する十分な広さを確認しております。エレベーターを出て赤い矢印を進むと手術室があります。手術室については、外来棟の3階に位置します。

救急優先病床については、7階から14階の間において、計9室9床確保しております。7階のフロアには検査機器室があり、輸血保管庫もあります。

続きまして、救急医療機関認定検討会資料について、ご説明させていただきます。

お手元の資料2-3よりご説明いたします。

2の設備及び施設ですが、こちらはX線装置等、省令に定める設備が全てあることを実地調査にて確認しております。また、一般病床数は399床です。

3の医療従事者ですが、(3)が救急医療従事スタッフ数ですが、平日は医師4名、看護師6名、夜間・休日は医師5から6名、看護師4から5名の体制となっております。

4、緊急時の動員体制にありますとおり、緊急時の体制は整っております。

5の放射線技師と検査技師の勤務体制は、いずれも当直体制となります。

6の協力医療機関は、日本赤十字社医療センター、都立広尾病院の2病院で、いずれも救急告示病院となります。

続いて、新宿区の国立健康危機管理研究機構国立国際医療センターでございます。資料2-4を併せてご確認ください。



こちらは、本年4月に、開設者変更に伴い、法人名及び名称が国立研究開発機構国立国際医療研究センター病院から、国立健康危機管理研究機構国立国際医療センターに変更となっております。

周辺図ですが、都営大江戸線若松河田駅から徒歩で5分の場所に位置しております。

救急車は、病院南側に走る幅員17メートルの都道433号線大久保通りから北に入ります。救急車の搬入口は、病院南側となります。敷地内に入った後、建物南側を西側に沿って走行すると救急搬入口に到着します。救急搬入口は接着可能で、通行に支障はございません。

以後は、病院の平面図にてご説明させていただきます。

救急入り口を入り、赤い矢印を左手に進むと、重症処置室が2室ございます。救急入り口に関しましては、画面中央下部、救急車のマークがあるところが救急入り口となっております。

重症処置室2室の向かい側にはCT室、一般撮影室がございます。さらに左手奥に進むと、スライド左下部に、青丸で囲んだ部分となりますER処置室が全6室あります。血液検体検査も同フロア内で可能となります。

廊下を含めてストレッチャー動線に支障はございませんでした。

救急病床へは、スライド中心部にある搬入用エレベーターを使用します。エレベーターはストレッチャーで搬送する十分な広さがございました。

なお、救急車搬送口を入りすぐ右手には、感染症対応室も配置しております。

続きまして、スライドは4階の平面図となります。

スライド上部はICUとなっており、10床ございます。上部緑色の丸で囲っている部屋2床が感染症対応病床となっております。スライド右下部の青丸で囲っている部分が手術室となります。

4階の通路にあっては、写真のとおり、ストレッチャーで搬送する十分な広さがございます。

救急専用病床にあっては、7階に10室32床あり、3階には検体検査室がございました。

続いて、救急医療機関認定検討会資料についてご説明いたします。

お手元の資料2-4よりご説明いたします。

2の設備及び施設ですが、こちらはX線装置等、省令に定める設備が全てあることを実地調査にて確認しております。また、一般病床数は699床です。

3の医療従事者ですが、(3)が救急医療従事スタッフ数です。平日は医師24名、看護師3名、夜間・休日は医師15から16名、看護師2から3名の体制となっております。

また、4、緊急時の動員体制にありますとおり、緊急時の体制は基本的に整っておりますが、必要によりオンコール呼出しの対応も可能とのことです。

5の放射線技師と検査技師の勤務体制は、いずれも当直体制となりますが、オンコール体制も整っているとのこと。

6の協力医療機関は、東京女子医科大学病院、東京新宿メディカルセンター、東京医科大学病院、横島病院の4病院で、いずれも救急告示医療機関となります。

以上となります。座長、よろしくお願いいたします。

○三宅座長 ありがとうございます。

ただいま事務局から3件の切替の説明がありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

三宅からですけれども、最後の国立国際医療センター、これは名前の変更だけですがけれども、一応ああやってちゃんと見に行つて中身を確認することなのではないでしょうか。これはもう決まっているということによろしいですか。

○事務局（深瀬） 三宅座長、ご質問ありがとうございます。

今回、国立国際医療センターに関しましては、4月1日に開設者が変更となっております。法人名称と、医療機関名が変更となっております。

国立感染症研究所と、国立研究開発法人国立国際医療研究センターが統合いたしまして現行の医療機関となっているということです。研究機関と病院機関が一緒になったような形となっております。

○三宅座長 そういった場合もちゃんと設備を見に行くということによろしいのですね。

○事務局（深瀬） はい。開設者変更となりますので、確認のほうをする形となります。

○三宅座長 分かりました。

いかがでしょうか。ほかにご意見等はございませんでしょうか。

（なし）

○三宅座長 ありがとうございます。

それでは、今回切替の申出がありました医療機関三つについては、救急医療機関として認定することは適当であると確認させていただきました。

次に、事務局より更新の申出があった医療機関について、説明をお願いいたします。

○事務局（深瀬） それでは、更新54医療機関について説明させていただきます。

こちらは数が多いので、概要のみの説明とさせていただきます。

こちらに記載されております医療機関につきましては、3年に1度の更新に伴い、申出のあった医療機関となります。

こちらにも管轄の保健所、消防署が調査を行いまして、全ての医療機関で適当との意見をいただいております。また、地区医師会、都医師会の意見につきましても、全て適当であるという意見をいただいております。

今回の申出がありました54医療機関中46医療機関で、今年度、東京都指定二次の救急医療機関として、休日・夜間診療事業にご協力いただいているところでございます。

簡単ではございますが、更新医療機関の説明については以上となります。

座長、よろしく願いいたします。

○三宅座長 ありがとうございます。ただいま説明がありました更新54件の申出につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

ございませんでしょうか。

(なし)

○三宅座長 ありがとうございます。

それでは、今回更新の申出がありました医療機関につきまして、救急医療機関として認定することが適当であると確認させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○三宅座長 はい。

次に、その他として、事務局からお願いいたします。

○事務局（深瀬） 報告事項に移らせていただきます。

こちらは、前回検討会以降の令和6年度12月以降に救急告示撤回の申出のあった医療機関となります。

撤回理由については、それぞれ備考欄のとおりとなります。

なお、スライドにはございませんが、12月以前の撤回医療機関に関しましては、内田病院、豊島中央病院、吉祥寺南病院となります。

また、前回検討会で、むさし野救急病院、令和6年度新規の申出ということで、認定をさせていただいております。

続きまして、スライドは救急医療機関と一般病床の数の推移となります。

令和2年4月1日から令和7年8月1日、こちらは見込みとなります、までの期間で、オレンジ色の折れ線が救急医療機関数となります。

また、水色の折れ線の一般病床数に関しては、複数の医療機関から変更の届出があったものを反映させていただいております。

事務局からの説明は以上となります。座長、よろしく願いいたします。

○三宅座長 ありがとうございます。

本日ご審議いただきました救急医療機関の認定につきましては、令和7年8月1日付告示で行う予定でございます。

最後にご意見等はございますでしょうか。

(なし)

○三宅座長 それでは、事務局にお返しいたします。ありがとうございます。

○事務局（江口） 三宅座長、ありがとうございます。

次回の定例の告示につきましては、令和8年2月1日を予定しております。検討会は令和7年12月中旬頃の予定となりますので、委員の皆様方、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了とさせていただきます。皆様、お忙しい中、本日はありがとうございました。

(午後 2時38分 開会)